

友好都市大韓民国烏山市との 交流事業を紹介します

市では、平成8年10月1日に友好都市提携の調印をして以来、さまざまな事業を通じて友好都市交流を行っています。

第9回を迎えた小学生によるスポーツ交流事業では、平成26年10月24日から26日までの3日間、市内小学生選手14人、引率者5人を烏山市へ派遣しました。選手たちは、サッカー親善試合やホームステイを通じて、烏山市選手たちと交流を深めました。



烏山市での親善試合

11月7日には、烏山市長、烏山市議会議長をはじめ烏山市代表団14人が日高市を訪ねてくれました。第24回日高市民まつり

やスポーツ交流事業帰国報告会に出席するとともに、巾着田、高麗郷古民家などの市内視察を行いました。高麗郷古民家では、高麗郷古民家サポーターズクラブの皆さんのご協力をいただき、温かいおもてなしができました。



市内視察



帰国報告会

来年度は、第10回スポーツ交流事業を日高市で開催する予定です。

問い合わせ 総務課総務・市民参加推進担当

平成27年度から 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の軽自動車税の税率が次のとおり引き上げられます。問い合わせ 税務課諸税担当（1階①番窓口）

○原動機付自転車、2輪車等 平成27年度課税分から適用となります。

車種区分	現行		改正後 (平成27年度～)	
	総排気量	定格出力		
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	0.8kw超1.0kw以下	1,600円	2,400円
	(3輪以上) 20cc超50cc以下	(3輪以上) 0.25kw超0.6kw以下	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円	2,400円
	その他のもの		4,700円	5,900円
2輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（総排気量250cc超）			4,000円	6,000円

○4輪以上及び3輪の軽自動車の税率について

これらの車両の改正後の税率は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両から適用されます（中古車も対象となります）。

また、自動車検査証の「初度検査年月」から13年を経過した軽4輪車等（平成14年以前に登録された車両）については、重課税率（年額）が適用されます。この重課税率は、28年度課税分から適用されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール（混合メタノール含む）自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車については、重課税率は適用されません。

○4輪以上及び3輪の軽自動車

車種区分		現行	改正後	重課税率		
軽自動車	3輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪以上 のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※平成27年3月31日以前に新規登録した車両は現行の税率。

※27年4月1日に新規登録した車両は改正後の税率で、27年度から課税。

※27年4月2日以降に新規登録した車両は改正後の税率で、28年度から課税。

市役所への連絡は ☎042-989-2111 FAX042-989-2310